

札幌市円山動物園デジタルマップサービス制作業務 仕様書

1 業務名

札幌市円山動物園デジタルマップサービス制作業務

2 目的

本業務は、円山動物園における来園者に対してより快適で利便性の高い観覧環境を提供し、環境教育の充実を図るため、紙媒体で提供してきた園内マップに代わるデジタル形式のマップを制作・導入するものである。

このデジタルマップの導入により、円山動物園の取組、その飼育動物に関連する情報、環境保全や生物多様性保全の必要性など、言語を問わず来園者が確認・検索できるようにすることで、情報提供の強化を図るものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日までとする。

4 業務内容

本業務による円山動物園のデジタルマップの制作・導入では、その施設及び飼育動物、保全に関する情報や各種取組などを、地図上にリアルタイムに表示するもので、来園者等が持つスマートフォンやタブレットなどの各端末にて多言語での閲覧や検索が可能なコンテンツを新たに制作・導入するものである。

本業務では、このコンテンツの制作・導入に関し、以下の項目一切を行うものとする。

詳細な業務内容は、企画提案の結果によって、委託者と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく制作・導入の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び費用の支払い等を行うこととする。

企画内容は、下記に掲げる項目を満たしたものとする。

(1) 情報の仕様

- ・ 配信情報はインターネットを利用して公開する
- ・ 公開された配信の取得方法については、記載ページのURLをQRコードに変換し、当該QRコードを読み取るか、当園HPより遷移することで取得できるものとする。
- ・ 来園者が所有するスマートフォン等のデジタル端末による閲覧を想定する。PC、スマートフォン、タブレットなど、多様なデバイスで適切に表示され、操作できるようにすること。
- ・ 専用のアプリケーションをインストールしなくてもサービスの利用ができるように、ブラウザを利用したサービスであること。なお、少なくともSafari、Chromeブラウザへ対応できるようにすること。
- ・ 配信情報は委託者が特別な知識・技術・機材等がなくても編集・追加・削除・変更できるように配慮する一方、外部から悪意のある編集等ができないよう、セキュリティが高いものとする。

(2) 業務内容

ア サービス利用

サービスについては受託者が管理するサービスを委託者が利用するものとし、初期登録料金も本業務に含むものとする。

イ マップの表示と利用者操作性

- ・ 当園で保有する動物や施設（獣舎、休憩所、トイレ、授乳室、救護室、ショップ、レストラン等）、イベント、季節ごとのイベントスポットなど、園内の動物や施設の情報を地図上にアイコンやラベルで一元化に表示できること。
 - ・ スポット情報は獣舎と動物種、獣舎を除く園内他施設でそれぞれ80件以上表示できるようにすること。（なお、アイコンをタップした時に詳細情報が表示されるものをスポットと表現している）
 - ・ マップの拡大縮小、視点移動がドラッグやスクロールなどの操作で直感的に行えること。
 - ・ ズームレベルに応じて、表示するスポット情報の量を動的に調整するクラスタリング表示ができること。クラスタリング時は件数も表示し、件数によりサイズを自動変更できること。
 - ・ マップ上で表示されたスポット情報をタップ等で選択した際に、名称、所在地、関連URL、画像（又は動画）、備考などの詳細情報を表示できるようにすること。
 - ・ 利用者端末のGPSを活用し、ユーザーの現在地をマップ上に表示できること。ただし、現在地情報のない状態でもサービスは使用できるようにすること。
- ウ グラフィックとデザイン
- ・ 園内の全体図、獣舎などの主要施設のグラフィックを制作し、委託者に提供すること。
 - ・ 休憩所、トイレ、授乳室、救護室、ショップ、レストランなどの汎用的なピクトグラムおよびラベル類についても受託者で制作し、視覚的に分かりやすく表示できるようにすること。
 - ・ UI/UXに優れたデザインを実現し、サイトの操作性を見た目で認識できる設計、ユーザーの習慣性、一貫性を配慮したデザインとすること。
 - ・ 動物が話しているような表現など、動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめた表現はしないこと。（札幌市動物園条例第14条より）
- エ コンテンツと情報提供
- ・ 園内に関するイベント情報、施設情報など利用者に届けたい情報を委託者が容易に編集・掲載できるようにすること。
 - ・ 施設情報、イベント情報などの表示を、ユーザーが任意に切り替え可能なレイヤー表示機能を提供できるようにすること。
- オ 検索機能
- ・ 表示する情報をカテゴリで選択し、サブカテゴリやタブで詳細に絞り込み表示ができるようにすること。
 - ・ 名称、動物名などのキーワードを用いて情報を検索し、その結果からマップ上の情報を表示できるようにすること。
- カ 多言語対応
- ・ 登録情報を自動翻訳し、利用者の端末に設定された言語に応じて、表示言語を自動的に切り替える機能を搭載すること。なお、動物に関する専門的記述や固有名詞の誤訳がないよう留意すること。
 - ・ 少なくとも日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語に対応すること。また、他にもインバウンドによる観光客層を考慮のうえ多言語に対応すること。（例）フランス語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャン

マー語、タイ語など)。

キ データ分析・管理機能

- ・ 利用者の詳細なアクセス状況 (マップPV数、スポットPV数、利用ユーザー数など) やユーザー行動 (キーワード検索数など) を把握・解析できること。
- ・ スポット情報 (アイコン、ラベル、詳細情報、表示位置の微調整含む) などの登録・更新・削除を当園の職員が容易に行える管理システムを提供すること。なお、運用後も職員による更新等が行えるよう、簡易的なマニュアル等を作成のうえ、提供すること。
- ・ システム管理者権限、投稿権限、閲覧権限など必要な役割を設定し、担当者アカウントを管理できるようにすること。

(3) 検証

本システムのリリース前に、ユーザー操作性、実際の運用環境における改善点等の検証を行うこと。検証は当園において実施し、改善点を委託者ととともに洗い出し、委託者に報告するとともに改良すること。

(4) その他

本業務はサービス開始までのシステム構築作業を委託するものであり、サービス開始後のシステム管理・運用及び不具合への対応等については、本業務完了後に別途、契約を行うものとする。

サービス開始後のシステム管理・運用及び不具合への対応に要する費用についても、委託者に別途提示すること。

本業務の予定価格内において実装可能な機能 (例えば、経路検索など) があれば、独自提案すること。

5 協議・打合せ

本業務の遂行にあたっては、委託者との連絡を密にし、必要な協議を行い本委託が効果的かつ円滑に進めるように留意すること。

6 成果品

受託者は、当該業務委託に関して行った成果として以下のとおり電子データにて提出すること。その体裁、仕様については、委託者との協議により定めること。

- (1) 施設登録情報のCSVデータ
- (2) 上述4-(2)-ウで制作したグラフィックやピクトグラム等のデータ
- (3) 上述4-(2)-キで作成した運用に関するマニュアルのデータ

7 検査

受託者は、業務完了届を発注者に提出する際には、本業務成果品の整備をすべて完了し、発注者に提出していなければならない。

8 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利

侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (3) 受託者は、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。
札幌市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の成果物の著作権者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 成果物及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (6) 成果物及び資料等について、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (8) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

9 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に委託者に報告すること。（様式は問わない。）
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

10 本件に係る問い合わせ先

札幌市役所環境局円山動物園
保全・教育推進課 佐々木（翔）、石田
〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1
電話：011-621-1427 F A X：011-621-1428